

◇番号	201501
◇研究機関名	大阪大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 26 年 5 月 通報により、大阪大学教授のアルバイト給与関係の不正使用の疑いが発覚。また、調査の過程で刊行物の販売関係の不正使用の疑いが発覚。</p> <p>【調査に至った経緯等】 事前調査を行った結果、不正使用の可能性が極めて高く、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 調査委員会（学内委員 12 人、学外委員（弁護士）2 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成 26 年 6 月～平成 27 年 6 月 ・調査対象 当該教授の研究室に係る平成 20 年度（実際の勤務時間記録が存在するもっとも古い年度）以降の全ての公的研究費を対象に調査。また、調査過程で新たな事案（刊行物の販売関係）が判明したため、合わせて調査。 ・調査方法 書面調査は当該教授の研究室の経理関係書類、雇用関係書類等について、聴き取り調査は当該教授、当該研究室の関係者等を対象にそれぞれ実施。
◇調査結果	<p>【不正の種別】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アルバイト給与関係 カラ給与、給与の戻し、目的外使用 (2) 刊行物の販売関係 目的外使用、不適切な契約行為 <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機、背景 <ul style="list-style-type: none"> (1) アルバイト給与関係 多人数かつ業務の輻輳により財源毎の業務時間を区分することが困難となり、適切な財源の充当及び勤務管理が行われずに不正な給与支給が行われていた。 (2) 刊行物の販売関係 研究費を捻出するため、研究費で印刷・購入した刊行物の残部の販売を行い、その発送経費や印刷・購入経費において不正使用が行われていた。 ・手法 <ul style="list-style-type: none"> (1) アルバイト給与関係 カラ給与・雇用計画どおりに勤務したこととするなどして、一部実態とは異なる出勤表（架空）を作成してカラ給与を支給。 給与の戻し・カラ給与の返金を指示して受取り、私的流用。 目的外使用・雇用目的とは異なる業務に従事させて給与を支給。 (2) 刊行物の販売関係 目的外使用・残部の販売に係る発送経費及び必要とする目的や部数についての合理的な説明ができない刊行物の印刷または購入に使用。 不適切な契約行為・研究費による印刷の際に私費負担印刷分も一括して発注し、私費印刷分を著しく低廉とし、研究費による印刷分を割高

とする不適切な契約行為を行った。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金及び 学術研究助成基金助成金	8,367,200円 (うち私的流用110,200円)	1人
運営費交付金	607,226円	1人
寄付金	114,000円	1人
計	9,088,426円 (うち私的流用110,200円)	1人(実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

上記の他、刊行物を不法に転売して465,820円の収入を不当に得ており、返還を求めた。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(1) アルバイト給与関係

実際に勤務した時間を記録していた勤務表（実際）と出勤表（架空）を突合し、勤務事実に基づかずに支給した給与を「カラ給与」と認定。また、聞き取り調査により、予算の目的とは異なる業務に対して支給した給与を「目的外使用」と認定した。

なお、カラ給与の内、1人には当該教授個人の銀行口座へ返金させており「給与の戻し」と認定。その用途説明が明確でないことから、私的流用と判断した。

(2) 刊行物の販売関係

研究計画に即した必要理由や部数の合理的説明がない刊行物の印刷・購入費及び販売刊行物の発送経費を「目的外使用」と認定した。

また、恣意的な割高契約を「不適切な契約行為」と認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

(1) アルバイト給与関係

1) 研究費の使用に関する意識

(ア) 研究費が税金等によって賄われていることに対する著しい認識の欠如があった。

(イ) 不正な経理を行っても、結果的に研究（アルバイト雇用）のために使用していれば許されるという認識の甘さがあった。

(ウ) 不正使用と認識していながら、倫理観の欠如等により、抑止することができなかった。

2) 研究費の使用に関する制度等

(ア) アルバイトに対する監督者としての勤務時間管理の認識に甘さがあった。

(イ) 事務室に出勤確認表を置き、第三者が勤務事実を確認する体制を講じていたが、押印時の不正行為を防止できず、第三者確認の機能を果たせていなかった。

(ウ) アルバイトは、大学ではなく教授に雇用されているという意識を有しており、教授の指示に従わざるを得なかった。

(エ) 研究室内では複数財源の業務が混在しており、教授は財源や業務を明確に区分することなく、業務指示を行っていた。

(2) 刊行物の販売関係

1) 研究費の使用に関する意識

- (ア) 研究費が税金等によって賄われていることに対する著しい認識の欠如があった。
- (イ) 自身及び関係研究者の研究成果物であれば販売しても不正には当たらないとの明らかな認識の誤り及び倫理観の欠如があった。

2) 研究費の使用に関する制度等

- (ア) 事務部門の支払手続き時に、印刷・購入数量の妥当性が十分に確認できていない場合があった。
- (イ) ホームページ上での販売行為を把握できていなかった。
- (ウ) 教授から私費印刷についての情報提供がなく、研究費の印刷部数としては妥当な単価であったため、支払手続き時に問題点を把握することはできなかった。
- (エ) 主に事務部門を通じて郵送されていたが、研究者間の刊行物送付は日常的にあり、販売目的であることに気付かなかった。

【再発防止策】

(1) アルバイト給与関係

1) 研究費の使用に関する意識

- (ア) 公的研究費の運営・管理に関わる全構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施し、受講を義務付ける。また、理解度チェックを実施する。
- (イ) 今回の事案を踏まえた再発防止策を広報誌「STOP! 研究費不正!」に掲載し、全教職員、TA、RA、アルバイト等に配付して徹底する。
- (ウ) 研究費の不正使用を行わない旨の誓約書を、全教職員から再徴取する。

2) 研究費の使用に関する制度等

- (ア) 不正発生部局では、発覚後直ちにタイムカード打刻による勤務事実確認に改め、事務職員が本人確認をしたうえで打刻することとして再発防止を図った。
- (イ) 全学的な再発防止策としては、TA、RA、アルバイトも新たに対象者に加え、原則として事務部門による日常的な勤務事実確認を行うこととし、押印時の不正防止策も講じる。
- (ウ) 監査室の監査においても、全部局のアルバイトの勤務時間管理の実態確認を行い、所定の手続きによる実効性のある確認を行うよう指導する。
- (エ) 監査室の監査に人事課職員を加えて、全部局の非常勤雇用者の勤務事実の確認状況を確認する。
- (オ) 監査室において、全部局でアルバイトに対する抜き打ち監査を行い、出勤簿の記入方法、不正への関与指示の有無等を確認する。
- (カ) アルバイト採用時に、雇用者は大学であり、規則を遵守しなければならないことを説明し、アルバイトが関係する不正の典型事例や教職員から不正の強要があった場合の対応等を記載したリーフレットを配付して周知するとともに、不正を行わない旨の誓約書を新たに TA、RA、アルバイトからも徴取する。
- (キ) 雇用申請手続き時に、アルバイト雇用として適切な業務（期間、業務

	<p>内容等)であるかの確認を再徹底する。</p> <p>(ク) 監督者における業務を命じる際の雇用財源との整合性確認及び財源毎の勤務時間管理を再徹底する。</p> <p>(2) 刊行物の販売関係</p> <p>1) 研究費の使用に関する意識</p> <p>(ア) 公的研究費の運営・管理に関わる全構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施し、受講を義務付ける。また、理解度チェックを実施する。</p> <p>(イ) 今回の事案を踏まえた再発防止のための取組を広報誌「STOP! 研究費不正!」に掲載し、全教職員、TA、RA、アルバイト等に配布する。</p> <p>(ウ) 研究費の不正使用を行わない旨の誓約書を、全教職員から再徴取する。</p> <p>2) 研究費の使用に関する制度等</p> <p>(ア) 本不正発生部局では、発覚後は100部以上の場合には送付先一覧を必ず徴取し、目的や必要性の確認を徹底して再発防止を図った。</p> <p>(イ) 全学的な再発防止策としては、発注時及び支払時に財源との整合性の確認を再徹底する。また、配布物の場合は調達数量の必要性の確認を再徹底する。</p> <p>(ウ) 監査室の監査において刊行物の配布方法等について調査を行い、不適切な契約や管理・配布が行われないう指導を行う。</p> <p>(エ) 郵便や荷物の送料については、事務部門において私的な利用がないか確認を再徹底する。</p>
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の処分 本学就業規則に基づき、当該教授を停職3月間とした。 ・ 交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い 調査開始後に使用停止を行った。 ・ 本件の公表状況 平成27年6月5日(金)記者会見を行い、調査結果を公表(氏名公表あり) 平成27年6月8日(月)~22日(月)本学ホームページに公表(氏名公表あり) 平成27年9月16日(水)処分結果を公表(氏名公表あり) 平成27年9月17日(木)~平成27年10月1日(木)大阪大学ホームページに公表(氏名公表あり)